



長野県報

10月13日(日)
令和元年
(2019年)
号外

目次

告示

災害救助法の適用地域の指定(危機管理防災課) 1



告示

長野県告示第235号

令和元年台風第19号により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)第2条第1項の規定により、令和元年10月12日から岡谷市、飯山市、塩尻市、安曇野市、小県郡青木村、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町及び宮田村、木曾郡木曾町、東筑摩郡生坂村、上高井郡高山村、下高井郡野沢温泉村並びに上水内郡飯綱町の区域を災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用地域に指定しました。

令和元年10月13日

長野県知事 阿部 守一

危機管理防災課